

カードローン（べんりー2）

（令和7年4月1日現在）

1. 商 品 名	・ ますしんクイックカードローン「べんりー2」
2. 販売対象	・ 当組合の営業区域に居住または勤務されている方 ・ 申込時満 20 歳以上 70 歳未満の方 ・ その他、当組合のスコアリング表の審査基準を満たす方
3. 資金使途	・ 自由（ただし、事業性資金は除きます）
4. 利用限度額	・ 10 万円以上 80 万円以内（10 万円単位） ※新規設定枠は以下の通りです。 一般勤労者・・・50 万円、専業主婦・・・20 万円、上場企業・公務員・・・80 万円 ただし、一般勤労者において設定日以降 6 カ月以上経過し延滞実績がなく、持ち家（家族所有可）かつ 60 歳未満の方に限り 30 万円の増額が可能です。
5. 契約期間	・ 2 年（2 年毎に審査のうえ契約を自動更新します） ＜契約終了日＞満 70 歳 満 70 歳を迎えた際の残債は、証書貸付へ切替えし分割返済していただきます。（原則 3 年の証書貸付）
6. 担保・保証人	・ 不要（当組合が審査のうえ、保証人が必要な場合は必要となる場合があります）
7. 返済方法	・ ＜随時返済＞ ATM または店頭窓口にて返済
8. 利 息 (1)適用金利 (2)計算方法 (3)徴求方法	・ 年利 12.0% ・ 毎日の最終残高に対し、付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算 ・ 毎年 3 月と 9 月の当組合所定の日（利息決算日）に貸越元金に組み入れるものとします。
9. 損害遅延金	-
10. 利用カード 通 帳	・ 益田信用組合のキャッシュカード ・ 普通預金通帳を発行
11. 手数料・保証料 (1)手数料 (2)保証料	・ 不要 ※提携 ATM（当組合以外）を利用いただく場合は、提携 ATM 所定の ATM 利用手数料がかかる場合があります。 ・ 不要
12. 苦情処理措 置・紛争解決	・ 苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または下記

措置	の窓口にお申し出ください。 【窓口：益田信用組合業務推進部】 0576-25-2009 受付日：月曜日～金曜日（祝日および組合の休業日は除く） 受付時間：午前9時～午後3時 なお、苦情対応の手続きについては、店頭に掲示しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス http://www.masushin.jp ・紛争解決措置 東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、 第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）、 第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249） で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記当組合業務推進部またはしんくみ相談所にお申し出ください。 また、お客さまから前記弁護士会の仲介センター等に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。さらに、東京以外の地域のお客さまからの申立については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続を進める方法もあります。 ① 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。 ② 現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。 【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】 受付日：月曜日～金曜日（祝日および協会の休業日は除く） 受付時間：午前9時～午後5時 電 話：03-3567-2456 所在地：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-1
13. その他参考となる事項	・必要書類 ① 本人確認資料（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証、写真付住民基本台帳カード、パスポート、印鑑証明書のうち1点） ② 普通預金取引印（当組合と初めてお取引される方は、普通預金口座開設に使用される印）